

1. 私有道路用地取得事業について

- 私有道路用地取得事業とは、個人が所有している私道を大和市に寄附する事業になります。この事業を進めるにあたって、初めに事前相談を行い、移管を希望する私道の調査報告書を提出していただきます。
- また、申出にあたっては代表者を決めて頂きます。代表者は関係地権者の取りまとめや、市担当者との連絡窓口となり事業を行って頂きます。
- 私有道路用地を大和市に寄附するためには、本市が定めた様々な条件を満たしていかなければなりません。

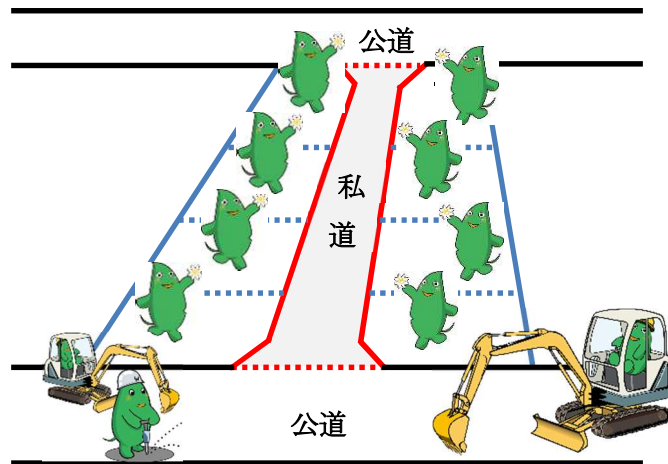
【私有道路の移管要件】

1. 道路の幅員が **4.0m** 以上あること。
2. 私道の起点及び終点が公道に接続していること。
3. 行き止まり道路の寄附は、幅員が **6.0m** 以上の場合、道路の延長が **35.0m** 以上、幅員が **6.0m** 未満の場合、終端及び **35.0m** 以内ごとに自動車の転回広場が設けられていること。
4. 交差箇所は延長 **2.0m** 以上の隅切りが両端に設けられていること。ただし、やむを得ず片側隅切りの場合は **4.5m** 以上設けられていること。(隅切り形状は、二等辺三角形であること)
5. 私道用地内の地上、地下、上空すべてにおいて支障となる占有物がないこと。
6. 私道用地内の雨水が適切に処理されていること。また、溢水等による被害がないよう接続している公道との道路勾配が適切に確保されていること。
7. 私道用地に隣接している土地の生活排水等が適切に処理されていること。
8. 私道用地に**所有権以外の権利が設定されていない**、または所有権以外の権利を抹消することができること。
9. **位置指定道路**については、上記1～8を満たしており、位置指定された時点の要件を満たしていること。かつ、**位置指定日の翌日から10年以上経過**していること。
10. **開発行為により築造された道路**については、上記1～8を満たしており、開発行為が行われた時点の基準を満たしていること。かつ、都市計画法第36条第3項の**告示の日の翌日から10年以上経過**していること。
11. **大和市道路整備助成要綱に基づき助成**を受けた私道は、**完了検査日の翌日から10年以上経過**していること。

【私有道路用地取得事業についての注意事項】

私有道路用地を大和市に寄附するためには、本市が定めている条件を満たしている必要があります。その際、事前に解決できること、業務が進行していく過程で問題が発生することがあります。例えば、業務進行中に相続行為が必要となり、相続が困難になる場合や、隣接土地所有者との間で境界問題が発生した場合など考えられます。このような場合、事業の進行が中断してしまうため、代表者及び関係地権者間で協議をし「問題が解決できない」と本市が判断した場合、私有道路用地取得事業は打ち切りとなります。

また、私有道路用地の測量費は市で負担しますが、支障物の撤去費や分筆登記等の費用はすべて関係地権者が負担することになります。場合によっては費用を出す人、費用を出さなかった人と公平を欠くことになるため、代表者及び関係地権者間で事前に十分協議を行ってください。



2. 私有道路用地取得事業の流れ

移管を要望する人に事務及び移管に関する説明をします。

移管を希望する人に私道の調査を行って頂きます。調査内容によって、追加資料が必要になりますのでご注意ください。調査事項は多岐にわたりますが報告者が責任をもって調査してください。

調査報告書の内容に基づき現地の確認を行い、関係地権者の意向を確認します。
内容に不備等がなく、移管を進めることが可能と判断した場合、確認印を押します。

申出書類一式を提出します。内容に不備が無ければ測量の予算措置を行います。
7月末までに提出した場合、翌年度の予算要望になります。

また、移管にあたり代表者を決めて頂きます。代表者はどなたでもかまいません。

以後、代表者は、関係地権者の取りまとめを行うとともに、市との連絡窓口になって頂きます。

また、問題等が発生した場合は、代表者と関係地権者間で協議等を行い解決してください。

※予算要望は行いますが、翌年度に要望通り予算を確保できるわけではありません。

予算が確保された後、測量を実施します。測量は市より委託を受けた測量業者が実施します。
ここで、測量結果を基に支障物の有無を記した当り図、道路の線形案を作成します。

当り図、道路の線形案を基に関係地権者から承諾をもらいます。

再度道路線形を決め、当り図、道路線形案等を作成する場合は代表者が行ってください。

また、費用は代表者の負担となります。作成した当り図、道路線形案等は立会い前に市で確認を行いますのでご注意ください。

当り図を基に代表者が行ってください。費用は代表者の負担となります。
支障物撤去後、問題がないか市で確認を行います。

測量結果を基に代表者が行ってください。費用は代表者の負担となります。
分筆前に市で図面等の確認を行いますのでご注意ください。

代表者に所有権移転登記の書類を取りまとめもらいます。

登記簿謄本の内容に変更等がある場合は事前に変更登記を行ってください。

すべての書類がそろったら提出して頂きます。不備がある場合はすべての書類をお返しします。
6月末までに提出した場合、当該年度12月議会にて市道認定します。

法務局に書類を提出します。不備等があった場合は、代表者に連絡し書類等の修正を行って頂きます。

市道〇〇〇号と認定し、市が維持・管理を行っていきます。

!! ご不明な点がある場合、道路整備課道路用地係(046-260-5405)までご相談下さい !!